

# 貯金現在残高通知書を配付します

配付時期:10月中旬

共済積立貯金は、9月末日及び3月末日に決算を行い、半年分の利息を元金に組入れます。  
貯金現在残高通知書は、再発行しませんので大切に保管してください。

貯金現在残高通知書			
共済積立貯金の残高は、次のとおりとなりますのでご確認ください。			
栃木県市町村職員共済組合			
所属所名	〇〇市役所		
氏名	共済 太郎 様		
税区分 2.9.30 の積高 円	課税	434,824	=
2.3.31 の積高 円		123,456	+
差引積立額 円		310,000	+
税込利息額 円		1,715	-
所得税額 円		347	
決算日	利率 (%)	税率 (%)	非課税限度額 (万円)
2.9.30	1.2%(年)	20.315	
現在共済組合に登録されている口座は次のとおりです。			
銀行名	〇〇銀行		
支店名	〇〇支店		
預金種目	普通	口座番号	1234***
名義人	キョウサイ タロウ		
(所属所)	(証番号)	(部署)	
積立額等明細			
日付	種別	金額(円)	
2.4.22	定例積立	10,000	
2.5.22	定例積立	10,000	
2.6.22	定例積立	10,000	
2.6.30	臨時積立	300,000	
2.7.15	一部払戻	50,000	
2.7.22	定例積立	10,000	
2.8.22	定例積立	10,000	
2.9.22	定例積立	10,000	
令和2年4月から9月までの積立・払戻の明細を記載しています。			
(注)今期中の一部払戻額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。			

## 「預入限度額のお知らせ」が届いた場合

貯金残高が預入限度額3,500万円の98%以上に達している貯金者へ配付しますので、預入限度額を超過した方は、いずれかの手続きをお願いします。

なお、預入限度額を超えていない方は、限度額を超える前に自主的に払戻または積立中断等の手続きをお願いします。

### 定例積立を中断している場合

残高が預入限度額以下となるよう**払戻し**(1,000円単位)をお願いします。  
提出書類：**貯金払戻(解約)請求書**

### 定例積立を中断していない場合

残高が預入限度額以下となるよう**払戻し**(1,000円単位)をした上で、**定例積立の中断**をお願いします。  
提出書類：**貯金払戻(解約)請求書**、**積立変更・中断・復活申込書**

## 貯金払戻(解約)・臨時積立等スケジュール

所属所における提出期限は、共済事務担当課へお問い合わせください。

10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31		

■：「貯金払戻(解約)請求書」共済提出期限

■：払戻送金日

■：各申込書共済提出期限

■：臨時積立振込期限

- 解約金は、10月29日、11月27日、12月24日に送金します。
- 臨時積立をする場合は、**臨時積立申込書を共済事務担当課へ提出後、期限までに振込みをお願いします。**
- 当組合で作成した振込依頼書を使用し、県内の足利銀行で振込むと手数料は無料となります。